

阿賀野市告示第43号

阿賀野市難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地理的な要因等により放送電波が弱くテレビの視聴に障害のある難視聴地域において、難視聴を解消するために設置された共聴施設の高度化改修に要する経費に対して予算の範囲内で交付する補助金に関し、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴施設 山間地等の地理的な要因等による地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、共同のアンテナでテレビ電波を受信し、有線ケーブル等を通じて複数の家庭に放送を届ける施設をいう。
- (2) 共聴組合 共聴施設を設置管理するために組織された団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、阿賀野市内において共聴施設を保有する共聴組合が実施するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共聴施設の光ファイバーケーブル化を伴う高度化改修事業
- (2) 共聴施設の光ファイバーケーブル化に向けた現地調査及び設計事業

2 前項の規定にかかわらず、交付年度に国、県又は阿賀野市からこの告示による補助金以外の補助金、助成金等の交付を受け、又は受ける予定の事業は、補助の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる事業 補助対象経費から共聴組合の世帯数に4万5千円を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(2) 第3条第1項第2号に掲げる事業 補助対象経費から共聴組合の世帯数に5,000円を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(交付回数の制限)

第6条 補助金の交付回数は、各事業1団体につき1回を限度とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする場合は、補助対象事業の着手前に行うものとし、補助金の交付を受けようとする共聴組合（以下「申請団体」という。）は、難視聴地域共聴施設高度化改修事業申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請に係る書類の提出を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 前条による補助金交付の決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等承認願（第3号様式。以下「承認願」という。）により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する承認願が提出されたときは、その内容を審査し、難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等承認通知書（第4号様式）又は難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等不承認通知書（第5号様式）により、補助団体に通知するものとする。

(事故報告等)

第10条 補助団体は、原則補助年度内に事業を完了させる必要があるが、天候不順等やむを得ない事情がある場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助団体は、事業完了後、速やかに難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。前条による補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

（1） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2） 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは規則に基づく命令に違反したとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

団体の名称
代表者住所
代表者職氏名
連絡先(電話)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金の交付を受けたいので、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請事業	
事業概要	
世帯数	
実施期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
補助対象経費の総額	円
自己負担額	円
交付申請額	円

【添付書類】

- (1) 見積書の写し(3か月以内のもの)
- (2) 設計図書
- (3) 組合加入世帯名簿及び共聴組合同規約
- (4) 認可地縁団体証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業について、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

事業名	
交付決定額	円
不交付の理由	

第3号様式(第9条関係)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等承認願

年 月 日

阿賀野市長 様

団体の名称
代表者住所
代表者職氏名
連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、事業の内容変更・中止の承認を受けたいので、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称		
変更・中止の別	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止
既補助金交付決定額	円	
変更・中止の理由		
変更する場合	変更後	変更前
中止する場合	事業の進行状況	
	事業の中止年月日	年 月 日

【添付書類】

変更にあつては、変更後の見積書の写し及び設計図書

第4号様式(第9条関係)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

年 月 日付けで事業計画変更等承認願のあった補助事業について、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、申請のとおり変更・中止を承認し、補助金を次のとおり変更したので通知します。

事業の名称				
変更・中止の内容等	年 月 日付けによる事業計画変更等承認願の記載のとおり			
補助金交付決定額	変更・中止 後	円	変更・中止 前	円

第5号様式(第9条関係)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業計画変更等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

年 月 日付けで事業計画変更等承認願のあった補助事業について、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次の理由で不承認としたので通知します。

理 由	
-----	--

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

阿賀野市長

様

団体の名称
代表者住所
代表者職氏名
連絡先(電話)

難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、
難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告
します。

申請事業	
補助対象経費の総額	円
交付決定額	円
事業完了年月日	年 月 日
検査日	年 月 日

振込先情報

金融機関名・支店名	
口座の種類	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

【添付書類】

- (1) 補助事業に係る契約が分かるものの写し
- (2) 補助事業に係る事業完了が分かるものの写し
- (3) 補助事業に係る請求書の写し
- (4) 補助事業の実施状況がわかる資料(写真、完了図書等)

第7号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、難視聴地域共聴施設高度化改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

補助金の確定額	円
---------	---